

# 子育て支援

## ①ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭、寡婦の方で、技能習得のための通学・就職活動等の自立促進や、疾病・残業等で一時的に保育や家事・介護を必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣したり、家庭生活支援員の居宅で保育するなど、その生活を支援します。



**申請・問 お住まいの区の保健福祉センター保健福祉(福祉)課福祉業務担当 (2ページ参照)**

**依頼・問 委託事業者 大阪市ひとり親家庭福祉連合会**

**📞 06-6371-7146 FAX 06-6371-6722**

## ②ファミリー・サポート・センター事業



急な保育ニーズに対応するために、子どもを預けたい方(依頼会員)と、子どもを預かりたい方(提供会員)が地域で互いに助け合うシステムです。

事前にお住まいの区の子ども・子育てプラザ内にあるファミリー・サポート・センターへ会員登録をしてください。

## ③エンゼルサポーター派遣事業



出産後間もない母親と乳児があり、昼間に家事等の援助者がいないご家庭や多胎児を養育しているご家庭へ、エンゼルサポーターを派遣し、食事や身の回りの世話、居室の掃除、生活必需品等の買物など、家事中心の訪問支援を実施しています。

利用料は1時間あたり1,000円(1時間単位)で、利用時間は、月曜日～土曜日の午前8時～午後6時の間で、2時間～4時間以内とします。

**申請・問 委託事業者 大阪市ひとり親家庭福祉連合会  
(利用希望日の10日前までにお申し込みください)**

**📞 06-6371-7146 FAX 06-6371-6722**

※申請書などは大阪市内の保健福祉センター保健福祉課(子育て支援室)で配布しています。

## ④保育所(園)・認定こども園・地域型保育事業

保護者の方が仕事や病気などのため、家庭で保育できない場合、0歳(原則として生後6ヶ月以上)から小学校就学前のこどもをお預かりします。

### ・保育料(月額)

その世帯の市町村民税額の合計により決定します。

詳細については、右記のQRコードからご確認ください。



保育施設・  
保育事業の  
利用について

### 申請・問 お住まいの区の保健福祉センター 保育業務担当



保育料に  
について

## ⑤一時預かり事業

大阪市内に住所を有しており、保育所等を利用していない小学校就学前のこどもを対象に保護者の方の傷病、介護、冠婚葬祭または労働・職業訓練、就学、あるいはリフレッシュなどのために一時的に保育が必要な場合にこどもをお預かりします。利用には事前に登録が必要ですので、直接実施施設にお申し込みください。

### 問 こども青少年局 管理課

📞 06-6208-8111



## ⑥病児・病後児保育事業

大阪市内に住所を有しており、病気の回復期で保育所などに通うことができず、また保護者の方の仕事の都合で家庭での保育が困難な場合、こどもをお預かりします。回復期に至らないこどももお預かりできる施設もあります。利用には事前に登録が必要ですので、実施施設に直接ご連絡ください。

### 問 こども青少年局 管理課

📞 06-6208-8111



## ⑦子どものショートステイ事業

大阪市内に住所を有しており、小学校就業前のこどもで、保護者の方が病気・出産・看護・事故・災害・冠婚葬祭・失踪・転勤・出張・学校等への公的行事への参加・育児不安や育児疲れ等で、一時的に子育てが困難なとき、1週間を限度として乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設等でお預かりすることができます。

### 問 こども青少年局 管理課

📞 06-6208-8111



## ⑧児童福祉施設等

### ・乳児院

保護者の病気や離婚などによって、育てることが困難になったこども（おおむね2歳まで）を保護者に代わって養育する施設です。



### ・児童養護施設

保護者の病気や離婚などによって、育てることが困難になったこども（おおむね2歳～18歳未満）を保護者に代わって養育する施設です。



### ・母子生活支援施設

[26ページ参照](#)

### ・障がいや疾患等のあるお子さまのための支援について

障がいや疾患等のあるお子さまのための支援制度として、児童福祉法に基づく「障がい児相談支援」・「障がい児通所支援」・「障がい児入所支援」があります。



### ・児童心理治療施設

心理的問題等を抱え、日常生活の多岐にわたり支障をきたしているこどもとその家族に、専門的な治療や生活指導を行う施設です。



### ・児童自立支援施設

非行や家庭内暴力など、家庭環境その他の環境上の理由により、生活指導などが必要なこどもの諸問題を豊かな自然環境の中で、職員と生活を共にしながら必要な指導を行い、その自立を支援する施設です。



### ・助産施設

経済的な理由により病院などで出産できない妊産婦に助産施設への入院・出産費用を一部助成します。



### ・里親

様々な事情で親とは暮らせないこどもを、その保護者に代わって深い愛情と理解をもってご家庭で育てていただく制度です。里親には、親が引き取れるまでの期間児童を養育する養育里親、養子縁組を前提とする養子里親、両親が死亡・行方不明等の状態にある児童を扶養義務者及びその配偶者である親族が養育する親族里親、被虐待児等の心身のケアをしながら養育する専門里親があります。



## ・ファミリーホーム

こどものひとりひとりに適した多様な養育環境を提供するため、家庭的な環境のもとで、こどもの養育に関し相当の経験を有する養育者等により、きめ細かな養育を行います。

## 児童福祉施設等の相問

- 大阪市中央こどもセンター ☎ 06-4301-3100

(担当区:此花区・中央区・西区・港区・大正区・天王寺区・浪速区・東成区・生野区・城東区・住之江区・西成区)

- 大阪市北部こども相談センター ☎ 06-6195-4114

(担当区:北区・都島区・福島区・西淀川区・淀川区・東淀川区・旭区)

- 大阪市南部こども相談センター ☎ 06-6718-5050

(担当区:阿倍野区・住吉区・東住吉区・平野区)

(母子生活支援施設・助産施設・児童発達支援センター・児童発達支援事業・

放課後等デイサービスについてお住まいの区の

保健福祉(福祉)課福祉業務担当におたずねください)

## ⑨子ども・子育てプラザ

乳幼児期の親子や地域の子育て仲間、就学期のこどもの交流の場として、講座やイベントの開催等、子育て層を応援するとともに、様々な子育てに関する情報を提供しています。

- ・子育てに関する様々な情報の提供
- ・子育て活動を行うグループに対する活動への助言や活動場所の提供
- ・子育て支援講座や親子イベントの開催
- ・自由な遊び場の提供やクラブ活動などの実施
- ・乳幼児とその保護者が自由に遊べ、お互いに交流できる「つどいの広場」の実施



## 問 各区子ども・子育てプラザ及びこども青少年局 管理課

- ☎ 06-6208-8112



## ⑩児童いきいき放課後事業

市内の全市立小学校において、平日の放課後や土曜日、長期休業日中などに、活動の場を提供し、児童の健全育成をめざすものです。平日は放課後から午後6時まで、土曜日・長期休業日中は午前8時30分から午後6時まで、小学校区内の全児童を対象に実施しています。

なお、利用料は無料ですが、児童の安全管理に要する経費として年額500円を負担していただきます。

※一部の小学校については、午後6時から午後7時までの時間延長等を有料で実施

問 こども青少年局青少年課放課後事業グループ

④ 06-6208-8162



## ⑪留守家庭児童対策事業

民設民営で放課後児童クラブを実施している事業者に運営費の一部を補助しており、就労等により、放課後の子どもの監護が困難なご家庭は、施設を利用することができます。民設民営のため、空き状況、開所日、開所時間、利用料金等は各事業者により異なります。

※施設の運営内容や利用に関することについては、各事業者へ直接お問い合わせください。

問 こども青少年局青少年課放課後事業グループ

④ 06-6208-8163



## ⑫多胎児家庭外出支援事業

外出が困難な多胎児（双子や三つ子）を養育する保護者等がユニバーサルデザインタクシー等の利用が必要な場合において、その利用料金の一部をタクシーグリ付券として助成します。

申請・問 こども青少年局管理課

④ 06-6208-8112



## ⑬産後ケア事業

出産後1年未満の母親とその子を対象に、大阪市と委託契約している医療機関及び助産所で、助産師等の専門スタッフから母親の心身のケアや育児サポートを受けられます。

問 こども青少年局管理課（母子保健グループ）

④ 06-6208-9966

